



27水漁第1122号  
平成27年10月23日

都道府県知事 殿

水 産 庁 長 官

「シンガポール向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について」の一部改正について

今般、水産物輸出に係る証明書発行の適正を確保するため、「シンガポール向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について（平成23年4月21日付け23水漁第233号水産庁長官通知）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、今後改正後の通知に基づき御対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成 23 年 4 月 21 日付 23 水漁第 233 号水産庁長官通知）新旧対照表

（訂正部分は下線部分）

改正後	改正前
<p>シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について</p> <p>平成 23 年 4 月 21 日 23 水漁第 233 号 水産庁長官通知</p> <p>一部改正 平成 25 年 4 月 11 日 25 水漁第 119 号 一部改正 平成 26 年 7 月 1 日 26 水漁第 499 号</p> <p><u>一部改正</u> <u>平成 27 年〇月〇日</u> <u>27 水漁第〇〇〇号</u></p> <p>第 1・第 2 （略） 第 3 証明書発行の要件</p> <p><u>1 発行機関は、以下の（1）又は（2）</u>のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。</p> <p><u>（1）</u>福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県の沿岸域で採捕され、かつ水揚げ及び加工（包装等の最終製品と至るまでの全ての過</p>	<p>シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について</p> <p>平成 23 年 4 月 21 日 23 水漁第 233 号 水産庁長官通知</p> <p>一部改正 平成 25 年 4 月 11 日 25 水漁第 119 号 一部改正 平成 26 年 7 月 1 日 26 水漁第 499 号</p> <p>第 1・第 2 （略） 第 3 証明書発行の要件</p> <p><u>以下の 1 又は 2</u>のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。</p> <p><u>1</u> 福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県の沿岸域で採捕され、かつ水揚げ及び加工（包装等の最終製品と至るまでの全ての過程）</p>

程)されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県で加工されたものであること。

(2) 茨城県、栃木県又は群馬県の沿岸域で採捕されたもの及び茨城県、栃木県又は群馬県で水揚げ若しくは加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

#### 第4 申請手続

1 証明書の発行を申請する者は、第3の1の(1)に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(5)まで及び必要に応じて(6)又は(7)に掲げる書類を、第3の1の(2)に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(6)及び必要に応じて(7)に掲げる書類を、証明書発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、証明書の発行に当たり、以下の(3)から(6)の書類に代えて、都道府県水産部局長による確認書を提出することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類(インボイス、パッキングリスト等)

(4) 主原料の産地及び加工された都道府県を証明することができる書類

されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県以外の都道府県で加工されたものであること。

2 茨城県、栃木県又は群馬県の沿岸域で採捕されたもの及び茨城県、栃木県又は群馬県で水揚げ若しくは加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

(新設)

#### 第4 証明書申請の手続

1 証明書の発行を申請する者は、第3の1に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(4)までに掲げる書類を、第3の2に該当する食品を輸出しようとする場合には以下の(1)から(5)に掲げる書類を、証明書発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、証明書の発行に当たり、以下の(3) 及び(4)の書類に代えて、都道府県水産部局長による確認書を提出することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 別記様式2の記載事項を確認することができる書類

(4) 主原料の産地並びに加工された都道府県を証明することができる書類及び製造業者等の所在を公的に証明する書類の写し。

(5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し

(6) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類

(7) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式3の委任状

2 証明書発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。

3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 (略)

(別記様式1)

シンガポール向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

事業者名

所在地

代表者名

印

(上記代理人)

(新設)

(5) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類

(新設)

2 証明書発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。

(新設)

第5 (略)

(別記様式1)

シンガポール向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長

申請者 住所

氏名

印

事業者名

所在地

役職・氏名

⑩

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書発行について（平成23年4月21日付け23水漁第233号水産庁長官通知）」別記様式2 について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記 証明書 については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該 確認 を行ったことに基づき、証明書発行機関 及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを 確約 します。

（別記様式2）（略）

（別記様式3）

平成 年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

委任状

事業者名

所在地

私は、「シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成23年4月21日付け23水漁第233号水産庁長官通知）」別記様式2 に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記 裏付け証明 については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該 裏付け証明 を行ったことに基づき、貴庁 及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを 確認 します。

（別記様式2）（略）

（新設）

代表者名

⑩

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「シンガポール向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成23年4月21日付け23水漁第233号水産庁長官通知）」に基づく証明書発行のための申請手続きに係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委任先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所在地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使用印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。

